



AMAGASAKI CITY

うけとめ・つなげる相談支援

支援のボタンをつなげたい

尼崎市 重層的支援推進担当

2024/7/9



尼崎(あま)のご紹介

課題先進都市から課題**解決**先進都市へ

(人口) 458,313人 (世帯数) 240,821世帯 (R5/3/31現在)

(面積) 50.71km²

(高齢化率) 27.6% (保護率) 3.77% ※全国3位



	中央地区	小田地区	大庄地区	立花地区	武庫地区	園田地区	合計
人口	52,116	74,408	51,425	107,051	75,397	97,916	458,313
世帯数	30,222	39,157	27,628	56,492	37,695	49,627	240,821
町会加入率(%)	44.6	47.4	68.4	41.6	25.6	39.4	42.8



AMANISMより引用

相談支援の拠点

● 保健と福祉の一体的な支援体制の整備(H30.1～)

駅の隣接施設に生活困窮者支援や障害者支援、子育て支援等、保健と福祉課題に一体的に対応する南部・北部保健福祉センターを設置し、相談支援体制を整備



北部保健福祉センター



南部保健福祉センター



こどもの育ち支援センター「いくしあ」

● こどもに関する総合的な支援体制の整備(R1.10～)

子どもの育ち支援センター「いくしあ」を設置し、子どもと子育て家庭に寄り添い、総合的な支援や虐待の予防・早期発見に取り組む体制を整備
また、虐待への一貫性のある支援体制の構築に向け、令和8年に児童相談所を設置するための準備中

● 地域包括支援センター 12か所

● 委託相談支援事業所 8か所

地域づくりの拠点

● 学びと活動の拠点整備(R1.4～)

公民館と地区会館を学びと活動を支えるための施設として市内12か所の生涯学習プラザを整備し、学びの機会の充実や活動の創出などを推進



小田南生涯学習プラザ

みんなにシェアしたいあまの取組

point
01

スタートまでの歩み

地域福祉計画の策定の中で

やって良かった重層支援

point
02

これまでの取組

あまの工夫、苦勞？

point
03

これからの取組

つながりを広げよう！

やって良かった

point
01

スタートまでの歩み

地域福祉計画の策定の中で



重層的支援 体制整備事業 の検討経過

(市長への提言 平成31年3月～令和3年3月)

- 尼崎市社会保障審議会(計10回審議)で、令和3年3月に『尼崎市の「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制についての提言』がまとめられ、市長に提言

(提言の具体化に向けて 令和3年4月～令和4年7月)

- 地域福祉計画策定部会等(計7回)や県弁護士会等の関係団体との意見交換(計11回)の実施
- 保健福祉センター等の福祉職(計2回)に対するヒアリングの実施
- 市民、民生児童委員、保護司、福祉事業所へのアンケートの実施
- 提言の具体化に向けて、関係部長級で構成される「重層的支援体制整備事業推進会議」等で協議、検討
- 市社協との協働実施に向けた協議、検討

主な課題

① 課題を抱え潜在化する市民の早期把握

ゴミ屋敷問題等の支援につながりにくい世帯の増加や、ヤングケアラーといった課題が顕在化するなど、いわゆる制度の狭間の課題が増加しており、課題が深刻化する前に発見し、支援につなげるアウトリーチ等の仕組みづくりが課題です。

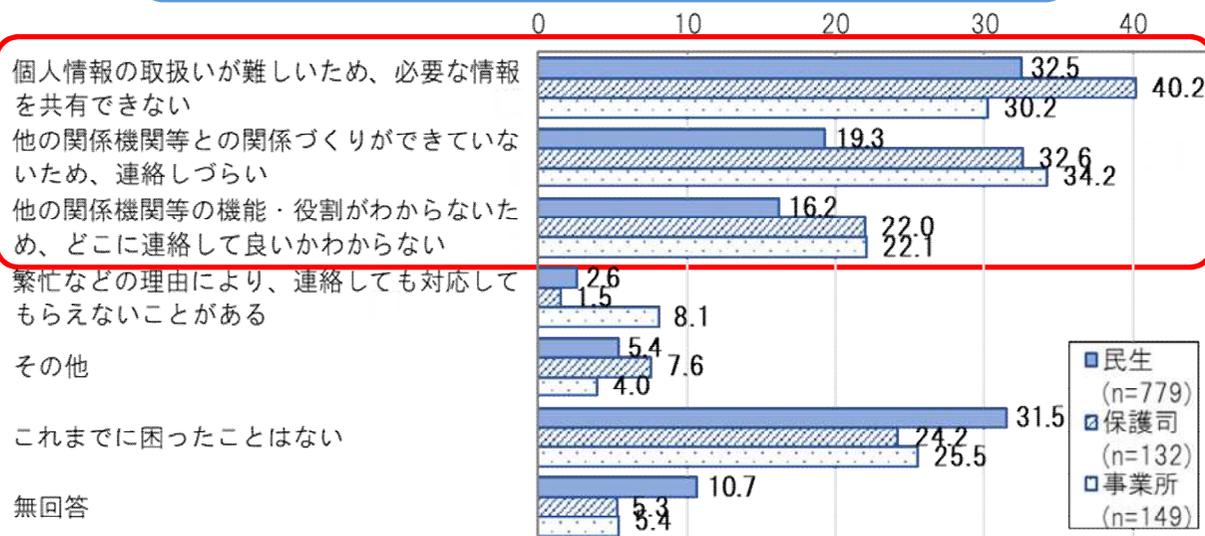
● 民生児童委員の把握する支援につなげていない事例の有無



② 複雑・複合化した課題への対応

これまでの分野ごとの制度を中心とした支援体制では課題解決が困難となる中で、各分野の支援や、さまざまな地域資源と連携が課題です。

● 他の機関や地域住民等への相談や協働する際に困ること

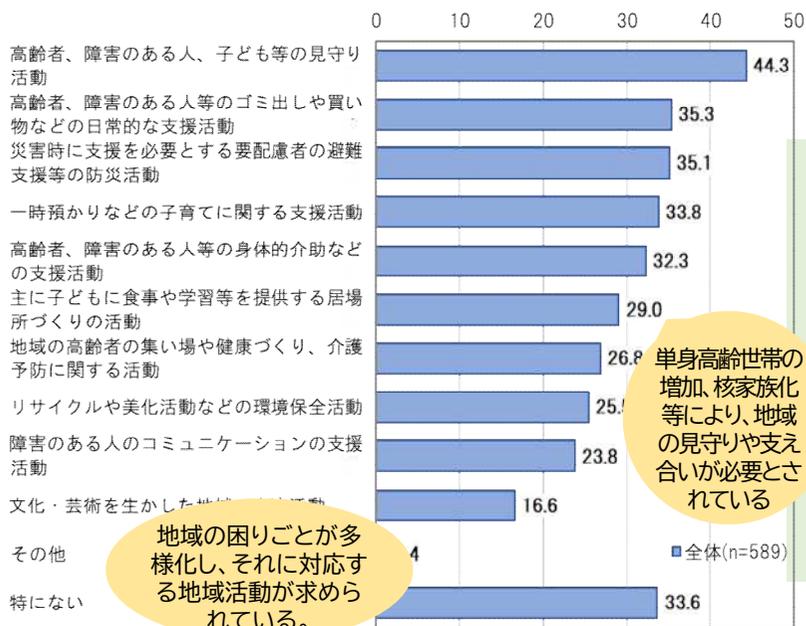


主な課題

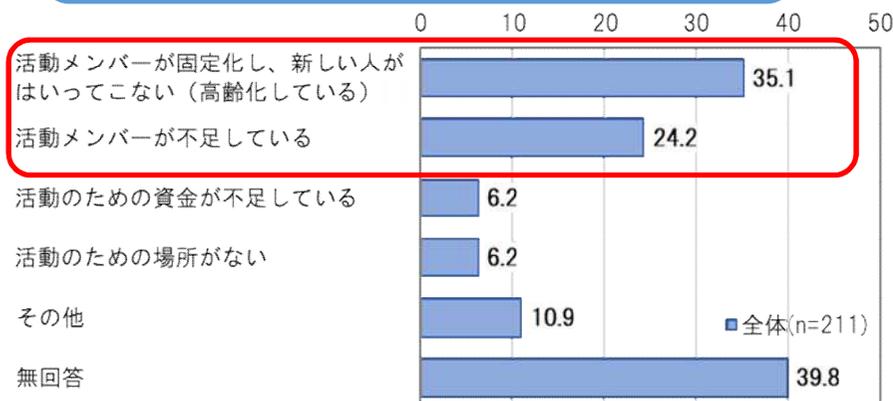
③ 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援

地域福祉活動の担い手が見つからないことで、活動の継続が困難になる状況があります。新たな担い手の発掘・育成・支援が課題です。

● 市民が地域で必要と考えている活動



● 市民が地域で活動する中で困っていること

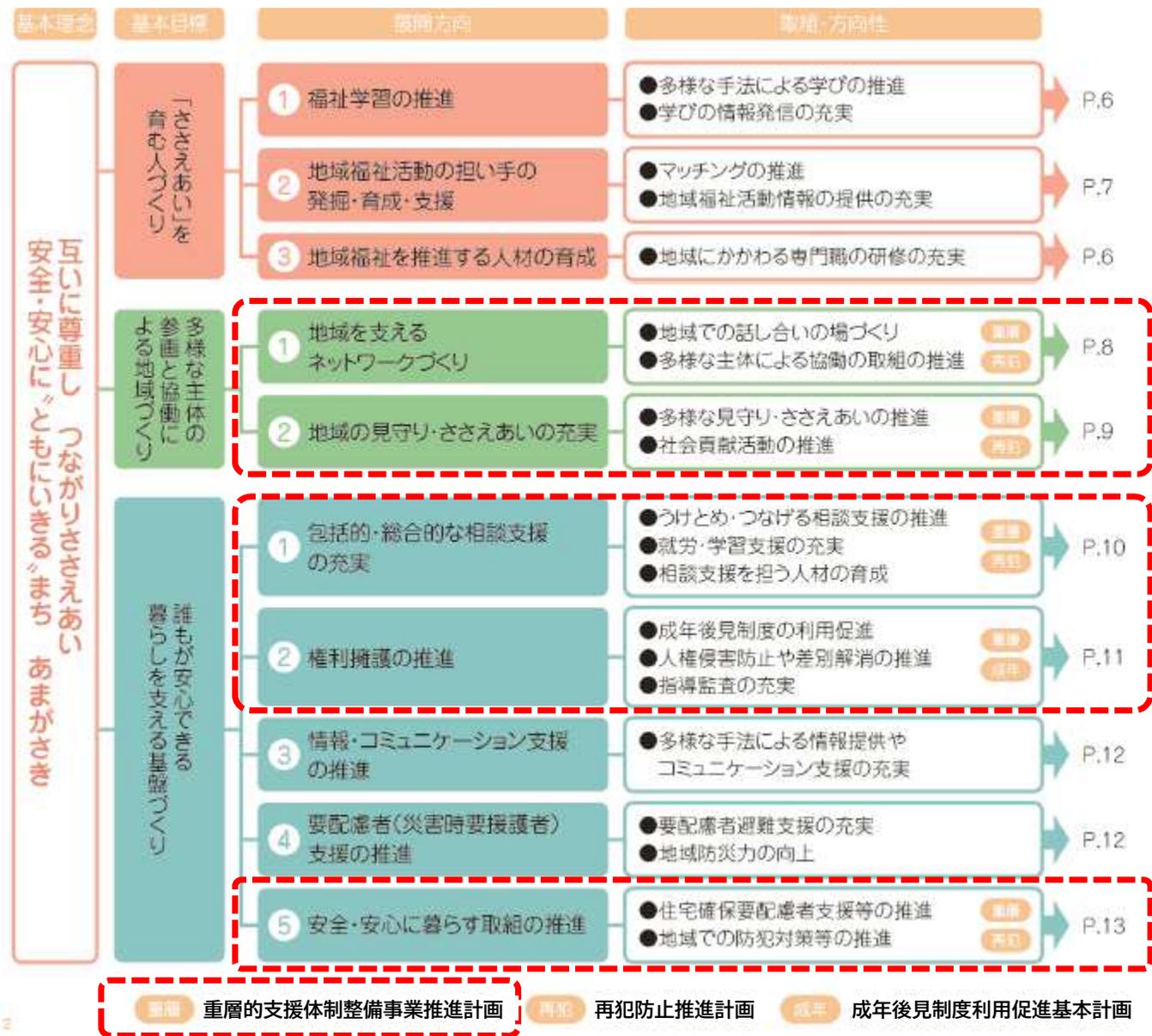


④ 支えあう意識と見守り・ささえあい活動の充実

住民同士のつながりが希薄化するなか、課題を抱えた市民の孤立や排除が懸念されています。支援が必要になっても、地域で孤立することなく暮らし続けられるよう、市民一人ひとりが他人事ではなく「我が事」としてお互いを思いやり、支えあう意識の醸成とともに、地域の福祉課題を話し合う場づくりや見守り活動等の充実が必要となります。

第4期 あまがさきし 地域福祉計画 (R4~8年度)

複雑・複合化した課題や、社会的孤立・排除に向き合い、
市民や支援に携わる関係者等とともに協力し、課題解決に取り組むために、
第4期「あまがさきし地域福祉計画」を策定



やって良かった重層支援

point
02

これまでの取組
あまの工夫・苦勞？



1 つながる仕組みづくり

工夫① つなげる・つながる職員を配置

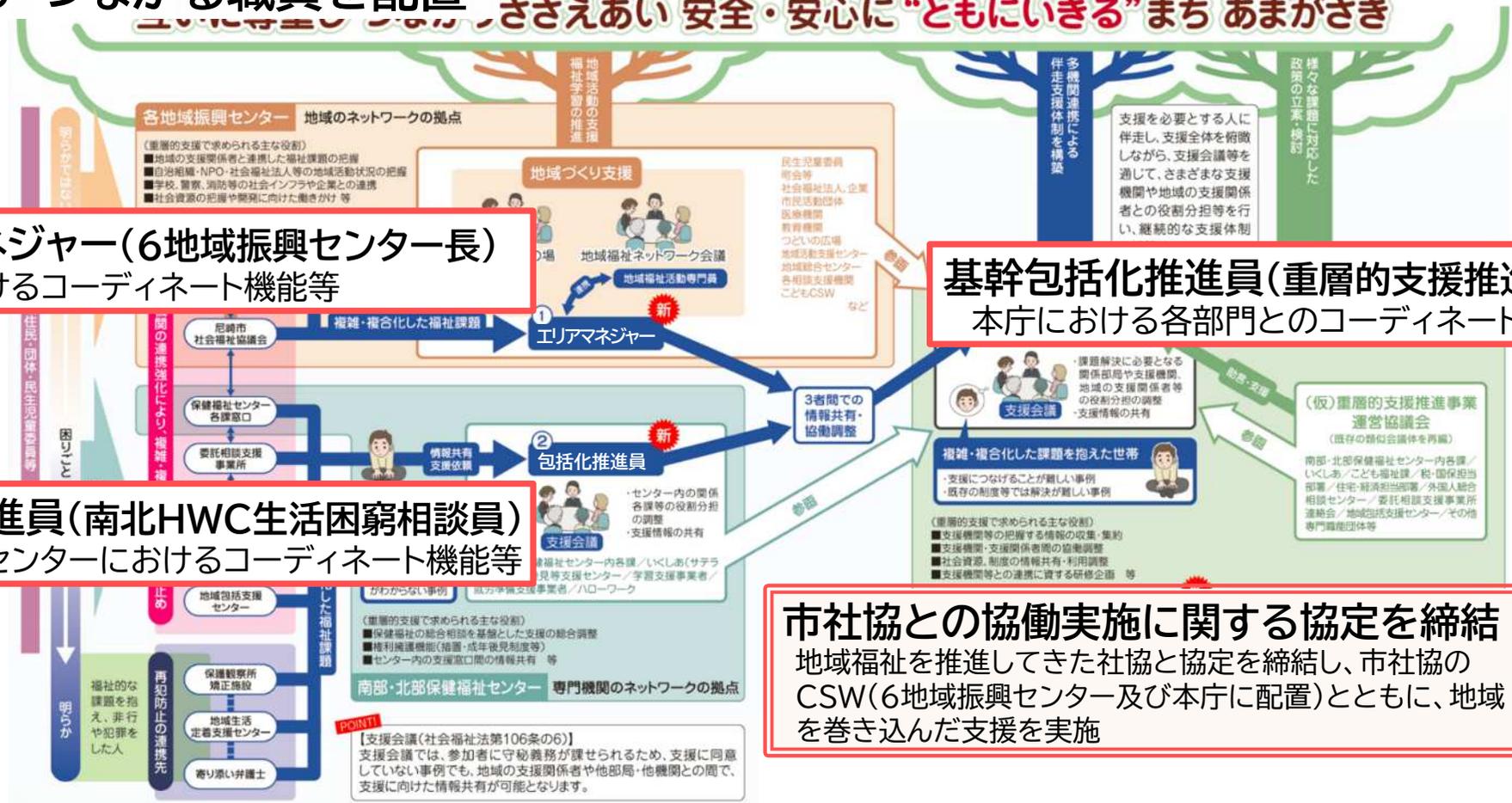
ささえあい 安全・安心に“ともに生きる”まち あまがさき

エリアマネジャー(6地域振興センター長)
地域におけるコーディネート機能等

基幹包括化推進員(重層的支援推進担当課)
本庁における各部門とのコーディネート機能等

包括化推進員(南北HWC生活困窮相談員)
保健福祉センターにおけるコーディネート機能等

市社協との協働実施に関する協定を締結
地域福祉を推進してきた社協と協定を締結し、市社協のCSW(6地域振興センター及び本庁に配置)とともに、地域を巻き込んだ支援を実施



2 まずは知ってもらおう！

工夫②

国のサポート事業の活用

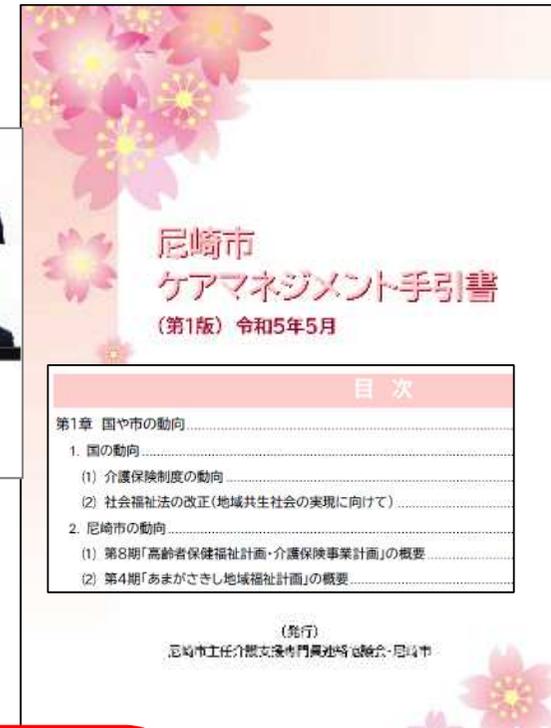
- ・地域づくり加速化事業
- ・就労を切り口とした地域づくり研修

他機関との連携した研修



工夫③

既存の集まりや広報誌を活用



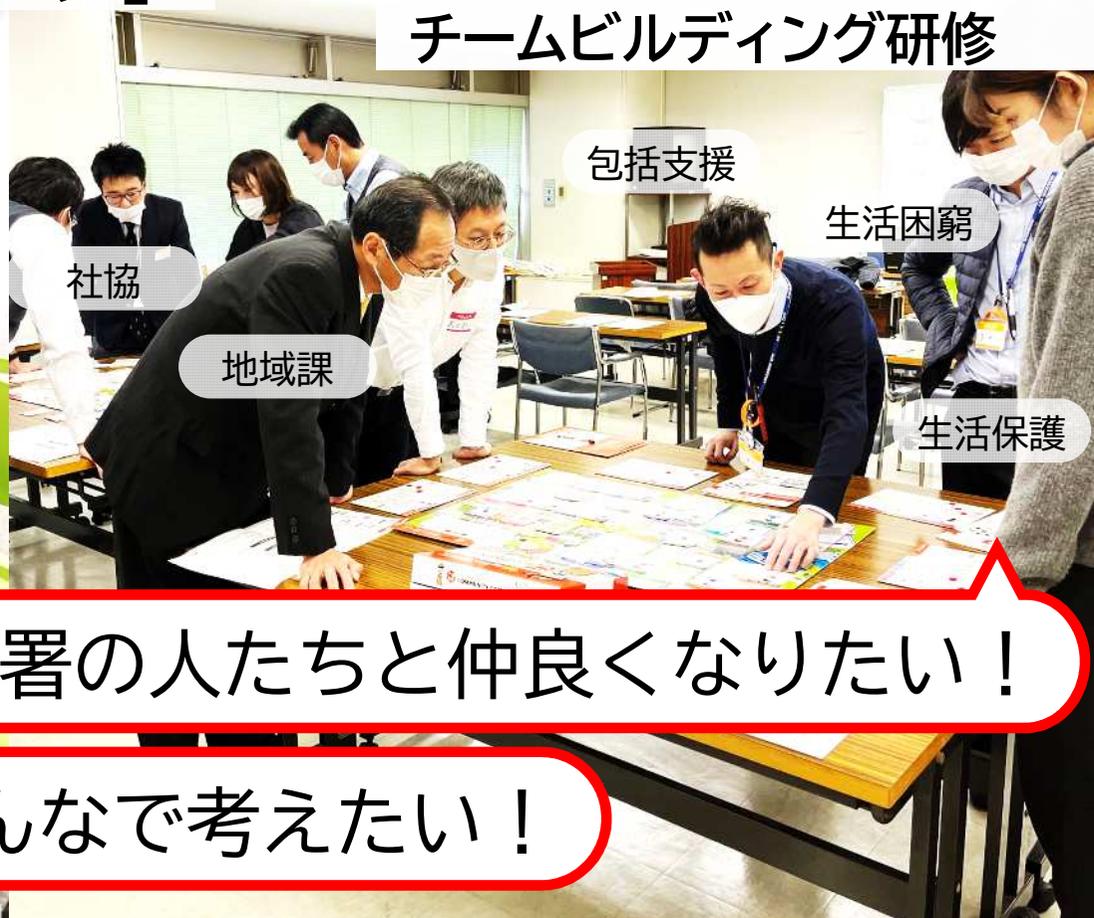
庁内向け**45**回 庁外向け**58**回 めっちゃ研修しました！

3 チームを作ろう！



超高齢化社会体験ゲーム 「コミュニティコーピング」

工夫④ ゲーミフィケーションによる チームビルディング研修



まずは、各部署の人たちと仲良くなりたい！

そして、地域の孤立の問題をみんなで考えたい！

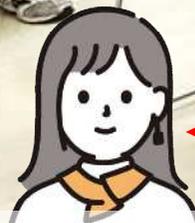
4 チームになろう！



工夫⑤-2
ホワイトボードで情報の整理・共有

工夫⑤-3
今かかわる支援機関だけでなく、
これからの支援に必要な機関も
(平均参加者13.5人)

工夫⑤-1
机をなくし、みんなの顔が見えるように



【参加者の声】

- 多くの支援機関がつながっていることに気付きました。
- 支援者が集まることで情報がつながり、世帯の課題が見えるようになりました。
- 専門機関ごとの着眼点が学べ、今後の支援に活かしていきたいです。

5 支援者の困りごとにより寄り添う

工夫⑥ お互いの困りごとを共有

● 再犯防止連携会議

- ◆ 令和4年5月に保護司会の声掛けで、再犯率の高い薬物事犯者の支援に向けた関係者間の連携を目的とした第1回再犯防止連携会議を、神戸保護観察所尼崎駐在官事務所で開催
 - ◆ 現在、神戸保護観察所、尼崎市保護司会、重層支援推進担当課、福祉相談支援課、尼崎市社会福祉協議会が参画し、2か月に1回定例開催し、みんなの困りごとについて協議
- ### ● 動物愛護センターとの定例会
- ◆ 定期的に多頭飼育の事例を重層的支援推進担当に共有し、対応策を検討

対応に困る事例を相談しあったり、お互いの取組の共有等を行っています。

工夫⑧ 再犯防止に取り組む弁護士との連携

- 市長と弁護士会長名での協力要請の通知
- 相談窓口一覧の提供

令和5年1月11日
兵庫県弁護士会 各位
兵庫県弁護士会 会長 中上 幹雄
尼崎市長 松本 真

兵庫県弁護士会と尼崎市との連携による再犯防止の推進について
～判決後・審判後も、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて～

平素は再犯防止の推進にご尽力いただき、心より御礼申し上げます。
さて、尼崎市では、再犯防止推進計画を包含した第4期「あまがさきし地域福祉計画」(計画期間：令和4年度～令和8年度)を策定し、市の様々な分野の施策がこれまで以上に連携した包括的な支援体制を構築することで、福祉的な課題を抱え、非行や犯罪をした人の支援にも取り組むこととしております。
この再犯防止においては、本人の意向を尊重し、地域社会で自立した生活が送れるよう、社会復帰に向けて適切なタイミングで適切な支援を行うことにより、住まい、仕事、居場所等を得て地域の中で安定した生活基盤を築ける可能性が高まります。
今般、全国に先駆けて「寄り添い弁護士制度」に取り組む兵庫県弁護士会と尼崎市の円滑な連携により、非行や犯罪をした人の社会復帰を支援し、再犯防止を推進するために、下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご協力をお願いいたします。

生活に関する相談窓口	TEL	FAX
しごとや生活のくらしの困りごと全般に関する相談	4950-0584	6428-5109
しごと・くらしサポートセンター(尼崎北)	6415-6287	6430-6807
生活保護の相談、申請	4950-0286	6428-5105
高齢保護第1担当(北部保健福祉センター内)	6415-6197	6430-6801
高齢者に関する総合相談窓口	TEL	FAX
中央東地域包括支援センター	4868-8300	4868-8303
中央西地域包括支援センター	6430-5615	6430-7720
小田南地域包括支援センター	6488-0180	6488-0190
小田北地域包括支援センター	6498-5111	6492-1100
水庄南地域包括支援センター	6417-0125	4950-4715
高齢者に関するさまざまなお問い合わせ	6430-0511	6430-0512
●高齢者の介護、健康、家族、財産管理等の相談 ●高齢者の権利の相談 ●健康づくり・介護予防に関する相談	6428-7112	6423-0130

地域社会で自立した生活が送れるよう、弁護士と市が連携して支援を進めています。

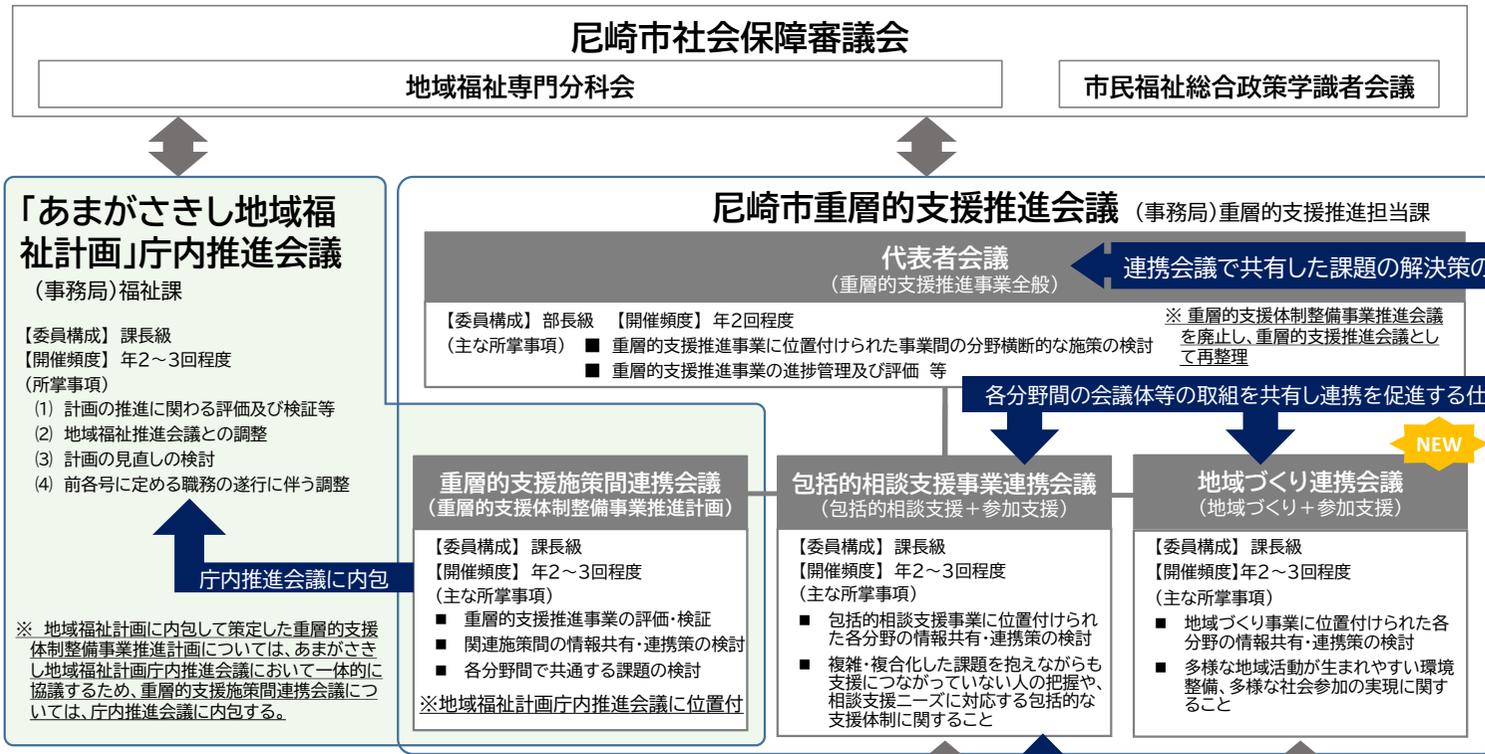
必要に応じて弁護士が支援者に同行するほか、支援機関の対応や判断に対する助言などを行っています。

工夫⑦ 弁護士と連携した支援者支援

重層的支援推進事業に係る法的支援事業委託仕様書

- 目的
支援に携わる関係者による円滑な支援体制の構築にあたり、法的見地に基づく支援を受けることで、重層的支援の推進に資することを目的とする。
- 業務内容
 - 担当課への支援
担当課が対応する、複雑・複合化した課題を抱える世帯(以下「対象世帯」という。)の支援について、対面(オンラインを含む)、メール(添付ファイルは別途指定のパスワード付与)、電話のいずれかの方法により、法的見地に基づく助言等を行うほか、必要に応じて対象者宅等への同行訪問等の支援を行う。
 - 支援会議の出席
担当課の求めに応じて、対象世帯の支援について検討するために尼崎市が開催する支援会議に出席し、法的見地に基づく助言を行う。
 - 支援関係者への支援
担当課の求めに応じて、支援に携わる関係者の資質向上を目的とした事例検討会への参画等を行う。
 - その他、重層的支援推進事業の実施に必要な業務

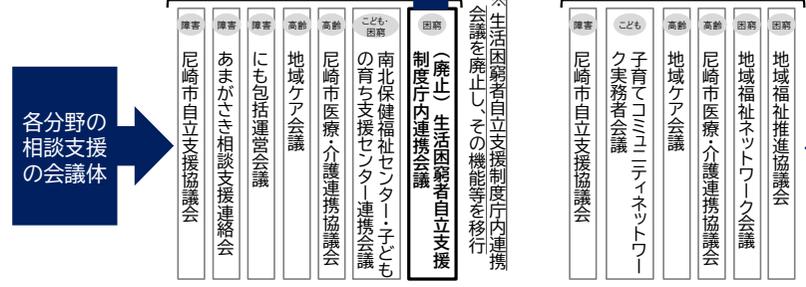
6 連携から協働に！



連携会議委員名簿及び関係所管事務 (令和6年度)

No	連携会議構成メンバー 所管課	各会議の構成メンバー			【備考】関係所管事務
		協議員選出 (委員職名)	包括的相談 (委員職名)	地域づくり (委員職名)	
1	地域管理安全局危機管理安全対策対策課長	●			地域の防災力の向上等
2	危機管理安全局危機管理安全対策対策課長	●	●		防災生活行政、防災啓蒙事業
3	総合政策局政策部政策課長	●			総合計画及び総合戦略
4	総合政策局政策部政策課長	●			行政運営にかかわる基本方針等
5	総合政策局協働部協働課長	●		●	コミュニティ推進、市民運動、地域団体、社会
6	総合政策局協働部生活、学習1地域課長	●		●	自治のまちづくりの推進に係る施策の企画、地域自治体職員研修等の開催
7	総合政策局文化・人権担当ダイバーシティ推進課長	●	●		「あまがさき」づくり(目黒、船橋)事業からの協力(1)推進本部、若菜長官委員計画、内閣人権委員会計画
8	総合政策局地域振興センター地域課長(南部)	●	●	●	地域づくり
9	総合政策局地域振興センター地域課長(北部)	●	●	●	地域づくり
10	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●		福祉部社会福祉課社会福祉課長
11	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●		福祉部社会福祉課社会福祉課長
12	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●		福祉部社会福祉課社会福祉課長
13	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
14	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
15	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
16	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
17	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
18	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
19	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
20	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
21	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
22	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
23	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
24	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
25	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
26	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
27	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
28	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
29	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
30	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
31	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
32	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
33	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
34	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
35	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
36	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
37	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
38	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
39	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長
40	福祉部社会福祉課社会福祉課長	●	●	●	福祉部社会福祉課社会福祉課長

工夫⑨-1
様々な分野がつながるよう既存の会議体を整理



工夫⑨-2
福祉分野だけでなく幅広い部局で構成

やって良かった重層支援

point
03

これからの取組
つながりを広げよう！



1 みんなで考えよう！

新たな取組① 想いをつなげたい

つながり支援プロジェクト始動

事業イメージ



参画団体一覧(R6.4.1)

No.	参画団体名	団体特色
1	NPO法人 愛逢	ホームホスピス 地域つながりづくり
2	(株)あふリズム	介護事業所 地域の居場所づくり
3	(株)コーディアル	薬局 地域の居場所づくり
4	コミュニティファーム 尼崎善宝寺	農福連携
5	NPO法人 月と風と	障害事業所 就労支援
6	(株)TNSカンパニー	障害事業所 居場所づくり
7	労働者協同組合 はんしんワーカーズコープ	就労支援
8	一般社団法人office ひと房の葡萄	女性居住支援 居場所づくり
9	みとりまち	地域の参加の場 学び
10	生活協同組合 コープこうべ	くらしやすい 地域づくり
11	ヘルスプロダクト(株)	障害者事業所 保護犬活動



協議会をこんな場にしたい！

- ① 各団体の取組の活動紹介や情報交換の場として、みんなの活動のヒントや困りごと等を共有する場にしたい。(創造的な意見交換)
- ② 様々な分野の参画団体と行政が協力し、お互いにできることを見つけて、様々な困りごとに対して新たな取組を起こしていきたい。(創発の場づくり)
- ③ 「こんな居場所あったら素敵！」「こんな取組があったら良いのね」に向かって、どこと、だれと繋がればよいかを話し合ったり、みんなで新たな政策などを検討していきたい。(みんなの夢を実現したい)

2 困りごとから始める連携・協働のススメ

新たな取組② まちの課題解決のための他分野連携

ごみ問題×多様な働き方



空き缶持ち去り禁止条例の制定をきっかけに、業務課で空き缶集めしている方へのアンケートを実施。そこでの気づきから福祉部門に声がかかり、協議がスタート。

業務課の想い

- 持ち去りが禁止された際、行政に頼らず自分の力で生活したいと言っている人に、生活保護の案内しかできない。
- 自分の力で生活したいと言っている人に行政が何かできることはないのか？
- 高齢者世帯のゴミ出し問題について、なんとか対応したい。

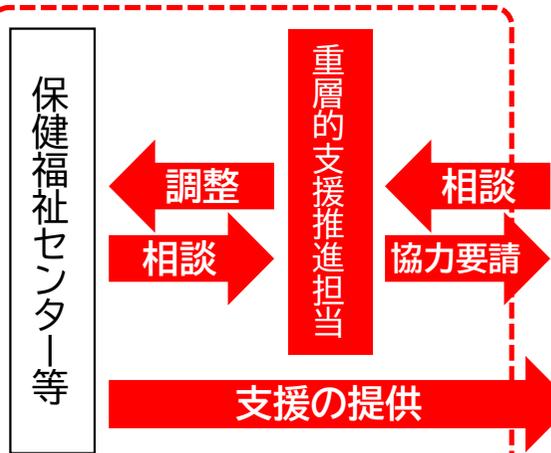
支援者の想い

色々の理由で社会から孤立している人は、本心では「居場所が欲しい」「社会とつながりたい」「社会に必要とされたい」という気持ちを強く持っている方が多い。

協力することで、新しい就労支援ができるかも！

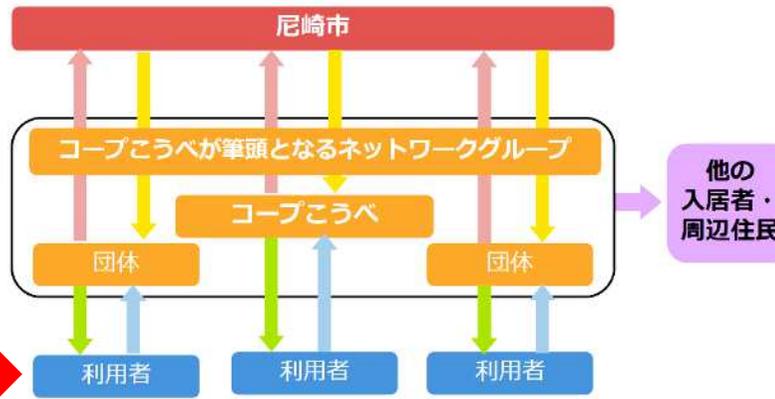
市営住宅のコミュニティの活性化×居住支援

- 尼崎市では、住宅部局において、市営住宅の空き室活用と自治会支援を目的に、生活困窮者などの居住支援等を行う団体等によるネットワークグループと協定を締結し、あまがさき住環境支援事業「REHUL(リーフル)」を開始した。
- 各支援団体や地域活動団体に対して、除却前に入居者募集を停止している市営住宅の空き室を低料金で提供することにより、経済的に困難な事情を持つ人等の住宅確保や自立を支援するとともに、自治会を支援し、地域コミュニティの活性化を図っている。



【重層支援の役割(当初)】

- 各支援団体の支援する人が困った時に、保健福祉センター等の支援窓口へのつなぎ
- 保健福祉センターからの相談に対して、支援団体に対する協力要請を実施



①	目的外使用申請・使用料の納付
②	目的外使用許可
③	住戸の貸付、居住支援・生活支援
④	家賃の支払い
⑤	コミュニティ活性化支援

■実績

・36戸(公営住宅等総戸数10,312戸)

■提供期限

・各住宅の建替えに伴う移転支援の開始まで(最長でR17年度頃まで)

■対象団体

・生活困窮者の支援や地域コミュニティの活性化を図る団体等

■用途

・対象団体が行う事業の利用対象者の住居やシェルターのほか、対象団体の事務所など

■使用料

・1戸あたり月額6,500円
(別途、共益費、自治会費*などが必要)
*自治会への加入が要件



活用中の市営住宅の外観



シェアハウスとして入居者自身でDIYしている様子



イベント時の様子

ほかにも・・・
住宅部局と居住支援に向けた協議や、
多世代型の医療介護連携に向けた医師会との協議が始まっています。

再犯防止の推進に関する連携協定の締結

新たな取組③ 再犯防止のための連携

- 罪を犯した人の中には、貧困や虐待、依存など、さまざまな「生きづらさ」を抱えた人が少なくなく、こうした人の再犯防止及び改善更生のために、法務省は、福祉的支援を行う関係機関等との分野横断的な連携が重要としています。
- 本市では令和4年3月に再犯防止推進計画を策定するとともに同年4月から担当課を設置し取り組んでいる重層的支援推進事業の枠組みの中で罪を犯した人の伴走的支援を進めています。
- 神戸保護観察所では令和5年12月から改正後の更生保護法に基づく刑執行終了者に対する援助や更生保護に関する地域援助の取り組みが始まっています。
- このような中で、**3者が定例的な連携会議等での個人情報を含めた情報共有や多機関連携体制を確立し、それぞれの強みを生かした包括的な支援体制の構築を図り、「互いに尊重しつながらささえあい安全・安心に“ともにいきる”まちあまがさき」の実現を目指すための協定を令和6年1月に締結しました。**

尼崎市・神戸保護観察所・市保護司会による「再犯防止の推進に関する連携協定」を締結



尼崎市長

尼崎市保護司
会長

神戸保護観察
所長

3 若い世代の学びを支え、地域とつなげる！

取組の背景(課題認識)

第4期あまがさし地域福祉計画アンケートより

市民の活動における困りごと



活動に参加していない理由



20~29歳
がもっとも
割合が高い

地域活動の担い手不足が深刻化する一方で、
若い世代が活動に参加できていない。

高校生・大学生と市民活動団体との協働を支援



【主な活動内容】

- 阪神特別支援学校×自治会
喫茶活動による交流の場づくり
- 小田高×民協/杭瀬協働本部
要配慮者支援/居場所づくり
- 関西大学×難病連
「防災福祉力」向上プロジェクト
- 武庫川女子×こども食堂実施団体
こども食堂を通じた地域交流

支え合いを育む人づくり支援事業(H30~)

● 事業趣旨

- 高校生や大学生が地域福祉課題の解決に取り組む市民活動団体と協働し、市内をフィールドに取り組む授業や研究活動等の費用の一部を補助します。
- この事業では、学生等が自分たちの学びと地域社会とのつながりに気づくことで学習意欲等を高めるとともに、様々な出会いと交流、地域の魅力を発見することで、シチズンシップを育み、将来の地域に貢献する人材を育成することを目的としています。
- また、学生等の様々な学びの活動が市内に広がることにより、地域活動の活性化や新たな学びの創出が期待されます。

● 補助金額

教育・研究活動に参加する学生等一人あたり最大10千円の合計額とし1グループ300千円を上限とする。

● 活動実績 ※()内は活動グループ数

	高校	大学			参加人数	金額(決算額) *R5は交付額
		計	市内	市外		
平成30年度	5(5)	5(8)	2(5)	3(3)	350	2,401千円
令和元年度	4(4)	5(11)	2(7)	3(4)	344	3,039千円
令和2年度	5(6)	5(9)	2(6)	3(3)	368	2,989千円
令和3年度	4(7)	5(9)	2(6)	3(3)	451	3,070千円
令和4年度	4(6)	6(11)	2(7)	4(4)	484	3,478千円
令和5年度(見込)	6(9)	5(10)	2(6)	3(4)	768	4,800千円

4 課題に応じた新たな取組へ

令和6年8月(予定)～ 地域居住支援事業

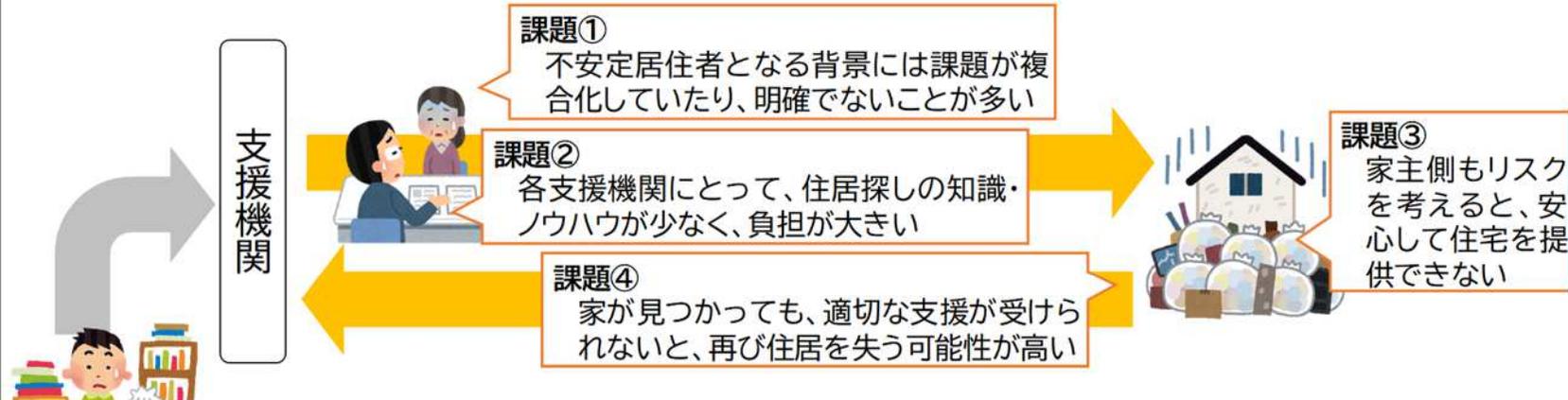
【支援対象者】

現在の住居を失う恐れのある又は失った者であって、地域社会から孤立した状態にある居住不安定者

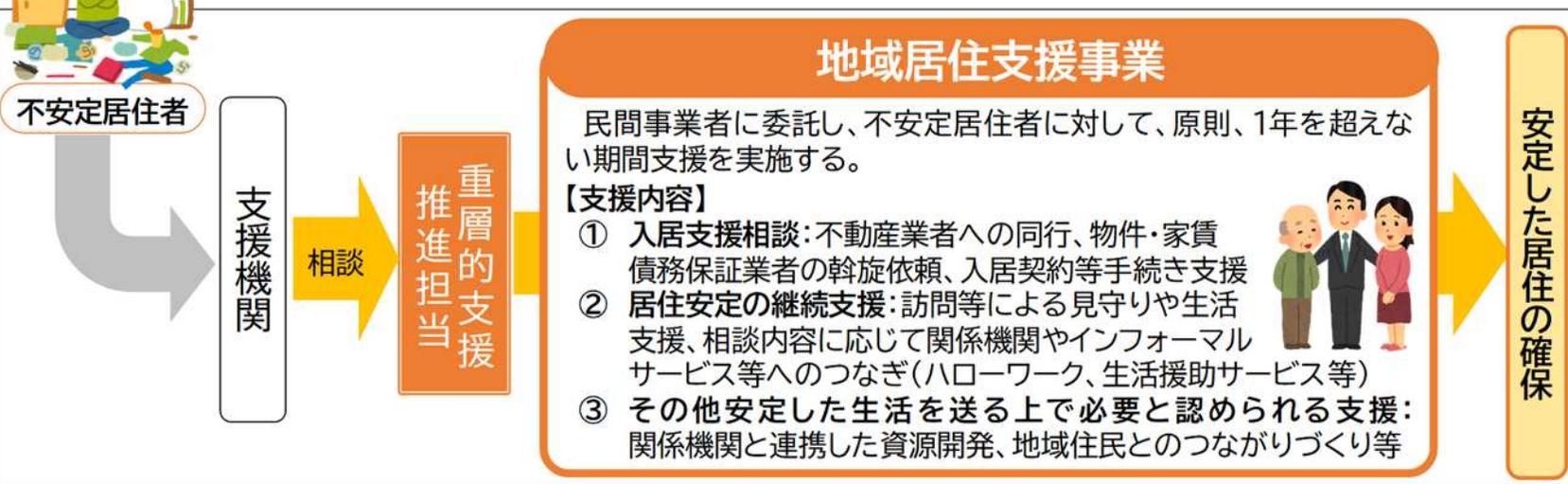
(状態像の例)

- ・ごみ屋敷・多等飼育問題等により転居が必要な者
- ・ネットカフェ寝泊り者や友人知人宅居住者
- ・家賃滞納等で立ち退きとなる者
- ・刑事施設出所者等で住居確保が必要な者 等

現状(イメージ)



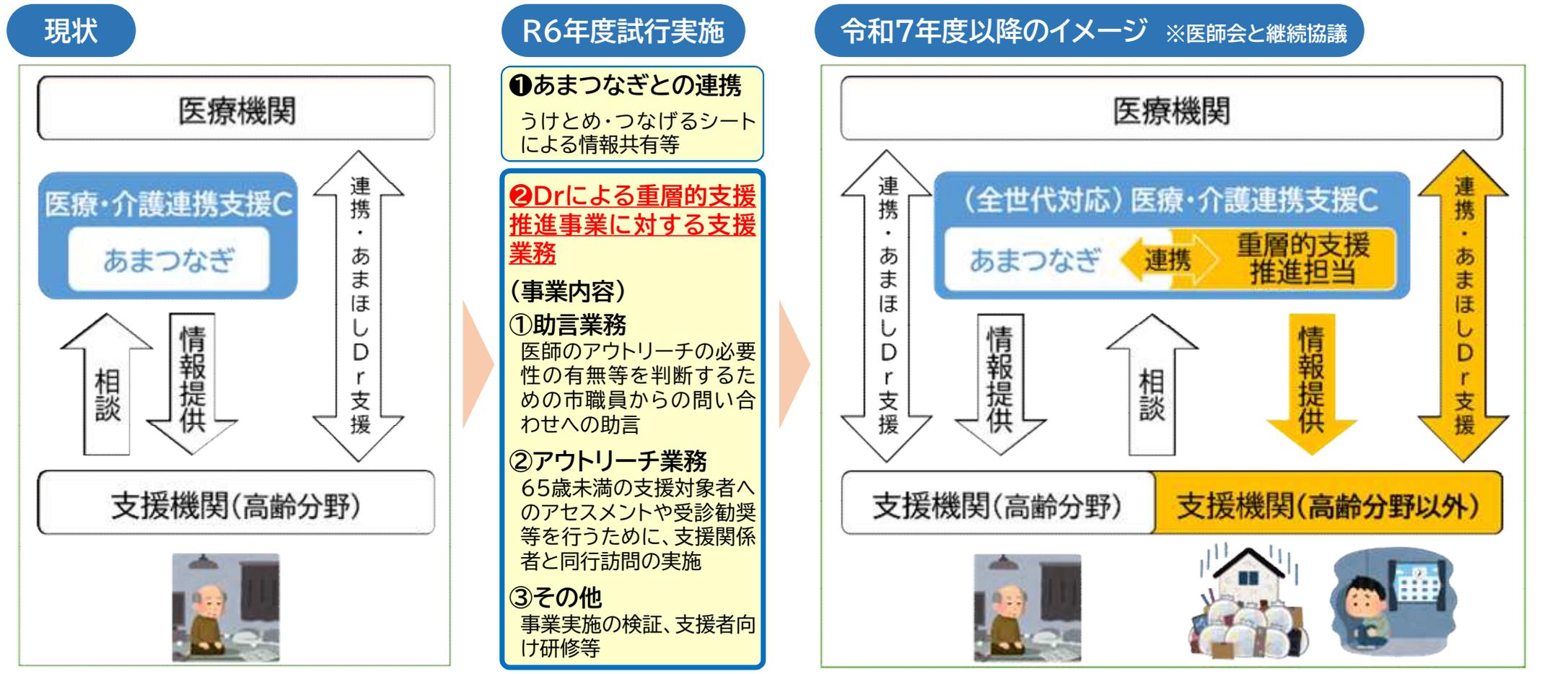
対応策



医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」との連携の強化(令和6年度試行実施)

「あまつなぎ」を全世代に対応した医療と福祉の連携支援のための機関として機能強化(下イメージ図)を図るため、R6年度に試行的に①あまつなぎが受けた高齢者以外の相談を重層的支援推進担当と連携して関係機関に紹介するとともに、②医師会所属Drに委託して高齢者以外へのアウトリーチを実施する。

あまほしDrとは？
 医師会所属医師が尼崎多職種連携担当医(通称:あまがさきほうかつしえんセンター担当医)として、地域包括支援センター等の要請で、高齢者に関する医学的助言や高齢者宅への訪問等を行う仕組み。





AMAGASAKI CITY



尼崎市が目指す取組

「ひと咲きまち咲きあまがさき」の周りに描かれたイラストは、市の支援を受けているAさん(元ひきこもり当事者、20代)が作成してくれました。

Aさんは、自信が持てず、はじめはあらゆることに無関心で、人と接することも苦手でしたが、得意のイラストを活かしたボランティア活動等を通じて、多くの人と接する中で、しだいに前向きになり、現在は仕事をしながら、イラストレーターという夢の実現に向けて、独学で勉強を続けています。

尼崎市では、こうした誰もが持っている「可能性」を尊重し、ささえ、伸ばしていく取組みを進めています。

第4期あまがさき地域福祉計画 基本理念

互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に
“**ともにいきる**”まち あまがさき

(参考) 尼崎市の重層的支援推進事業の推進ポイント

Point.1 市独自の相談支援や地域づくり等の取組と一体的な実施要綱を整備

Point.2 地域福祉を推進してきた市社協と協働実施協定の締結

→Point.1.2により各分野の支援機関や市社協が情報共有し、総合相談、伴走支援等を実施

事業内容
(第3条第1項)

(法に位置付けられた既存の取組)

- ① 包括的相談支援事業
- ③ 地域づくり事業

(法に位置付けられた新たな取組)

- ② 参加支援事業
- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ⑤ 多機関協働事業
- ⑥ 支援計画作成等を行う事業

(市独自の相談支援、地域づくり等の取組)

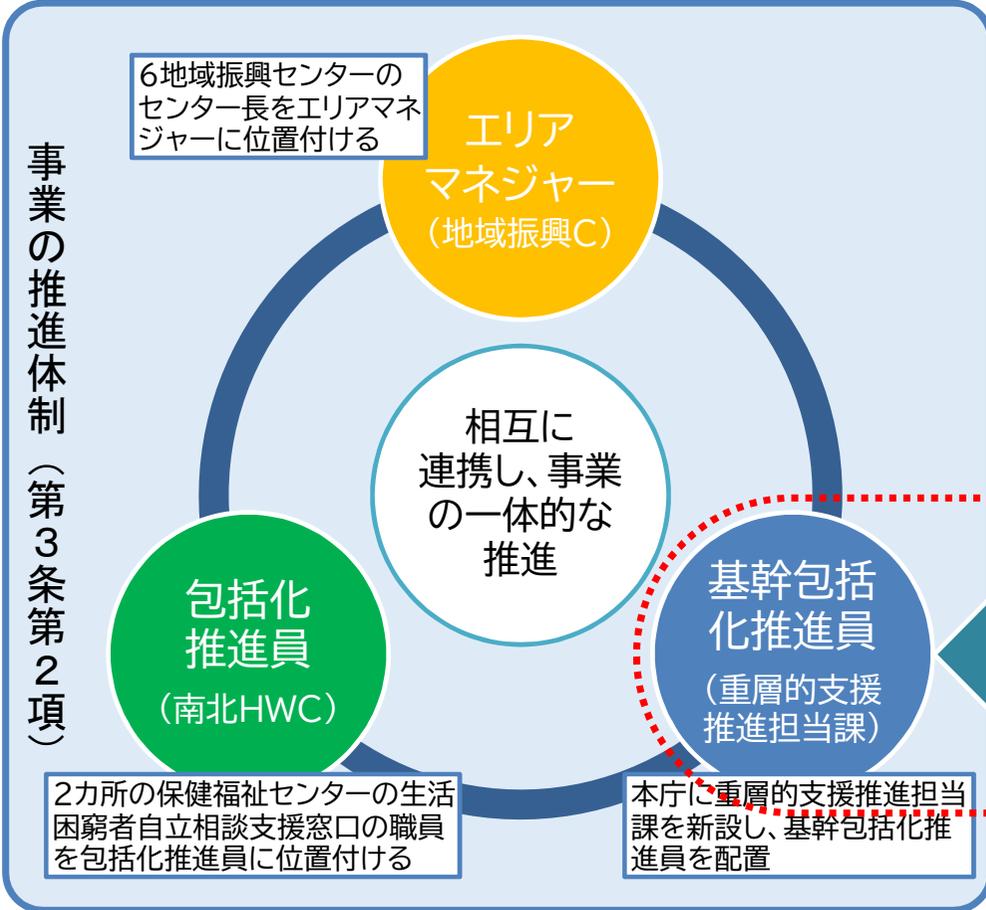
- ・ 各地域課(総合相談、地域づくり 等)
- ・ ダイバーシティ推進課(外国人、女性相談)
- ・ 地域総合センター担当(総合相談)
- ・ 南北保健福祉保健福祉センター(各種支援等)
- ・ こども青少年課(こども子育てCSW、居場所等)
- ・ こどもの人権擁護担当(権利擁護委員会の相談等)
- ・ こども相談支援課(子ども・子育て総合相談、要保護児童相談等)

尼崎市社会福祉協議会との重層的支援推進事業の協働実施に係る協定を締結

第4条 甲の定める事業の方向性に基づき、前条の事業内容について、甲と乙が協議し相互の役割を定め、協働して実施する。
2 甲と乙は前条の事業内容の協働実施に必要な範囲で、相互が保有する情報の共有を行う。

第9条 甲と乙は、本協定の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

Point.3 地域づくりの拠点である6カ所の地域振興センターや、市内2カ所の保健福祉センターに市民や支援機関が把握した複雑・複合化した課題を受け止め、必要な支援機関や地域資源につなぐための役割を明確にした職員を配置



Point.4 本庁に重層的支援推進担当課を新たに設置し、基幹包括化推進員を配置。また、市社協が新たに配置した6人のCSWと、協定に基づき、同じフロアで協働して事業を推進

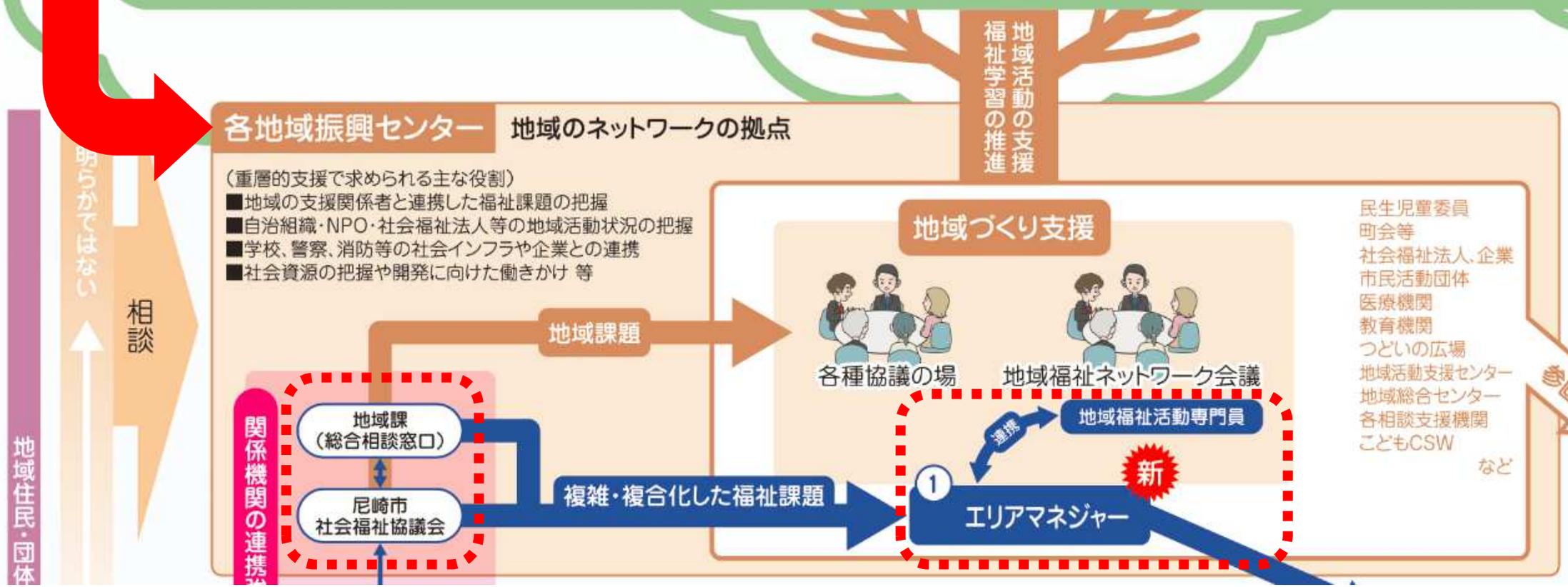


(参考) 尼崎市の重層的支援推進の取組

取組

地域づくりの拠点として市民に身近な地域振興センターと市社協が連携し、地域のネットワークによる潜在化する課題を抱えた世帯の早期把握や支援に必要な地域の居場所づくり等を推進

互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に



困りごと

相談

明らか

福祉的な課題を抱え、非行や犯罪をした人

強化により、複雑・複合的な課題の受け止め

- 保健福祉センター各課窓口
- 委託相談支援事業所
- こども福祉課
- いくしあ
- 地域包括支援センター

再犯防止の連携先

- 保護観察所 矯正施設
- 地域生活 定着支援センター
- 寄り添い弁護士

複雑・複合化した福祉課題



複雑・複合化した課題を抱えた世帯
相談先、つなぎ先がわからない事例

情報共有 支援依頼

② 包括化推進員 **新**



支援会議

- ・センター内の関係各課等の役割分担の調整
- ・支援情報の共有

南部・北部保健福祉センター内各課／いくしあ(サテライト)／成年後見等支援センター／学習支援事業者／就労準備支援事業者／ハローワーク

- (重層的支援で求められる主な役割)
- 保健福祉の総合相談を基盤とした支援の総合調整
 - 権利擁護機能(措置・成年後見制度等)
 - センター内の支援窓口間の情報共有 等

南部・北部保健福祉センター 専門機関のネットワークの拠点

3者間での情報共有・協働調整

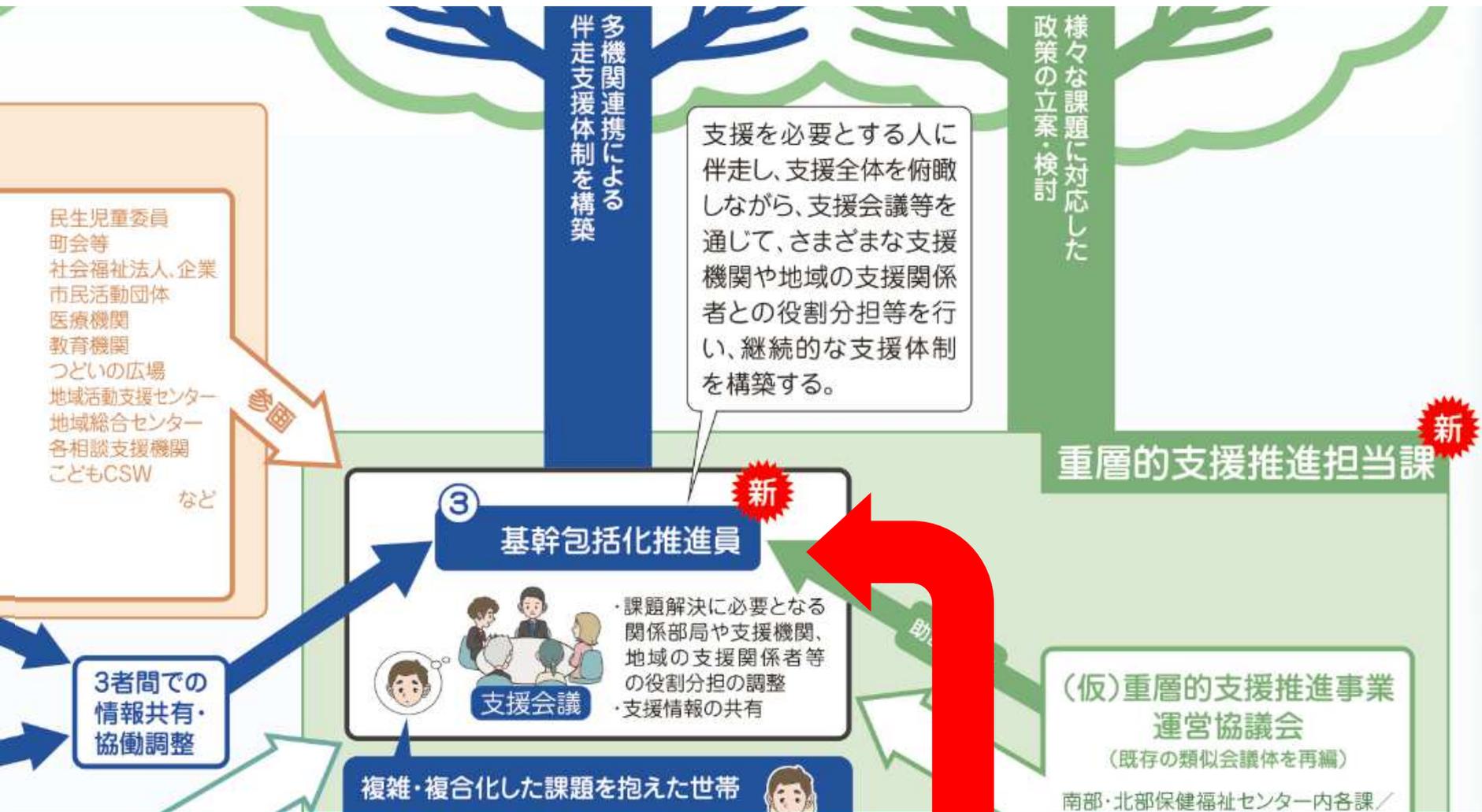
参画

POINT!

【支援会議(社会福祉法第106条の6)】
支援会議では、参加者に守秘義務が課せられるため、支援に同意していない事例でも、地域の支援関係者や他部局・他機関との間で、支援に向けた情報共有が可能となります。

取組

包括化推進員が、専門機関のネットワークを最大限活用し、各分野の相談支援機関等が把握した複雑・複合化した課題を抱えた世帯の相談を受け止めるとともに、その世帯の支援調整等を実施。また、司法関係機関等とも連携し、再犯防止の取組を推進。



取組

基幹包括化推進員が中心となり、エリアマネジャーや包括化推進員と連携し、さまざまな制度と地域資源をつなげ、長期的に伴走し続けるチーム支援を実施。また、必要に応じて様々な課題に応じた施策の検討、立案等を実施。